

島根県後期高齢者医療広域連合告示第4号

島根県後期高齢者医療広域連合保険料特別返還金支給要綱を次のように定める。

平成30年2月19日

島根県後期高齢者医療広域連合長 松浦正敬

島根県後期高齢者医療広域連合保険料特別返還金支給要綱

平成30年2月19日

告示第4号

(目的)

第1条 この要綱は、誤った賦課処分にに基づき後期高齢者医療保険料（以下「保険料」という。）を納付した被保険者に対し、賦課決定の期間制限により保険料を減少させる賦課決定を行うことができず、その結果還付することができない保険料（当該保険料に係る延滞金を含む。以下「還付不能金」という。）について、不利益を補填するためにその還付不能金及び還付加算金に相当する額（以下「保険料特別返還金」という。）を支給することにより、保険料負担の公平の確保と後期高齢者医療制度に対する信頼の回復を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「賦課処分」とは、島根県後期高齢者医療広域連合で使用する電算処理システムの設定に、賦課決定の期間制限が定められた平成27年度以前より誤りがあったことに起因する誤った賦課処分であって、当該賦課処分の誤りにつき被保険者の責が認められず、被保険者に損害を与えたものをいう。

(支出の根拠)

第3条 保険料特別返還金は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第232条の2の規定に基づき支出する。

(保険料特別返還金の支給対象者)

第4条 広域連合長は、還付不能金が生じたときは、当該賦課処分の対象となった被保険者（以下「被保険者」という。）に対し、保険料特別返還金を支給するものとする。

2 前項の場合において、被保険者が死亡しているときは、その相続人に保険料特別返還金を支給するものとする。この場合において、相続人代表者は、広域連合長に対して相続人代表者指定届出書（様式第1号）を提出するものとする。

3 広域連合長は、保険料特別返還金が被保険者の虚偽その他の不正な手段により生じた場合において、保険料特別返還金を支給することが公益上不適切であると認めるときは、保険料特別返還金を支給しないものとする。

(還付不能額の算定方法)

第5条 還付不能額は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第160条の2の規定の適用がないものとして保険料を減少させる賦課決定を行うとすれば、保険料特別返還金の支給対象者に対し還付することとなる金額とする。

(還付加算金相当額)

第6条 還付加算金相当額は、還付不能金の納付のあった日の翌日（特別徴収の方法により納付された場合にあつては、還付不能金が市町村へ納入された日の翌日）から、広域

連合長が被保険者に対し保険料特別返還金の支給を決定した日までの日数に応じ、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に準じて計算した金額とする。

2 前項の規定により還付加算金相当額を計算する場合の端数処理は、地方税法の規定に準じて行うものとする。

（保険料特別返還金の申請等）

第7条 被保険者は、保険料特別返還金の支給を受けようとするときは、後期高齢者医療保険料特別返還金申請書（様式第2号）を広域連合長に提出するものとする。

2 第4条第2項の規定により相続人が保険料特別返還金の支給を受けようとするときは、相続人代表者が後期高齢者医療保険料特別返還金申請書（様式第1号）を連合長に提出するものとする。

3 広域連合長は、前2項の申請書を受理したときは、速やかに保険料特別返還金の額を確定し、後期高齢者医療保険料特別返還金支給・却下決定通知書（様式第3号）により当該申請者に通知し、保険料特別返還金を支給するものとする。

4 前項の支給は、平成33年3月31日までに申請があったものに対して行うものとする。

（充当の禁止）

第8条 被保険者又は相続人に納付し、又は納入すべき徴収金がある場合においても、保険料特別返還金をもってこれに充当することはできないものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、保険料特別返還金の支給に関して必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年3月1日から施行する。

後期高齢者医療保険料特別返還金申請書

島根県後期高齢者医療広域連合長 様

住所 _____

申出者 氏名 _____ 印

電話番号 _____

島根県後期高齢者医療広域連合保険料特別返還金支給要綱第7条の規定に基づき、次のとおり保険料特別返還金の支給を申請します。

- 1 保険料特別返還金の対象年度 平成 _____ 年度
- 2 保険料特別返還金の対象となる保険料金額 _____ 円
- 3 保険料特別返還金の対象となる被保険者名等 氏名 _____ (番号: _____)
- 4 保険料特別返還金振込先口座

振込先 金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合 農協 ()			本店・支店 ()
預金種目	普通・当座・貯蓄	口座番号		
フリガナ				
口座名義人				

第 年 月 号
日

申請者 様

島根県後期高齢者医療広域連合長 氏 名 印

後期高齢者医療保険料特別返還金支給・却下決定通知書

年 月 日付けで申請のあった保険料特別返還金については、
(下記のとおり支給を ・ 下記の理由により支給しないことを) 決定したので通知します。

記

- 1 保険料特別返還金の額 円
- 2 内訳等 (被保険者番号 : 被保険者氏名 :)

年 度	還 付 不 能 金 の 額	還 付 加 算 金 相 当 額	合 計
年度	円	円	円

- 3 保険料特別返還金を支給しない旨の決定をした理由

不服申立て及び取消訴訟

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、島根県の後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。なお、この処分の取消の訴えは、審査請求の裁決を経た後でないと、提起できませんが、審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないときや処分の執行等による著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、裁決を経なくても提起できます。この訴えは、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、島根県後期高齢者医療広域連合を被告（代表者は、島根県後期高齢者医療広域連合長）として提起できます。ただし、原則として、裁決の日から1年を経過すると訴えを提起できません。

問い合わせ先

島根県後期高齢者医療広域連合
〒
住 所
電話番号